

低圧供給条件 (自由共通)

令和8年4月1日実施

沖縄電力株式会社

低圧供給条件
(自由共通)
目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給条件および要綱の変更	1
3	定 義	2
4	単位および端数処理	3
5	そ の 他	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	6
10	供 給 の 開 始	7
11	供 給 の 単 位	7
12	需給契約書の作成	7
III	料金の算定および支払い	8
13	料 金	8
14	料金の適用開始の時期	8
15	検 針 日	8
16	料金の算定期間	9
17	使用電力量の計量	9
18	料 金 の 算 定	11
19	日 割 計 算	12

20	料金の支払義務および支払期日	13
21	料金その他の支払方法	14
22	料金等のお知らせおよび請求	15
23	延滞利息	16
24	保証金	17
IV	使用および供給	19
25	適正契約の保持	19
26	力率の保持	19
27	需要場所への立入りによる業務の実施	19
28	電気の使用にともなうお客さまの協力	20
29	供給の停止	20
30	供給停止の解除	21
31	供給停止期間中の料金	21
32	違約金	21
33	供給の中止または使用の制限もしくは中止	22
34	損害賠償の免責	22
35	設備の賠償	22
V	契約の変更および終了	24
36	需給契約の変更	24
37	名義の変更	24
38	需給契約の廃止	24
39	需給開始後の需給契約の廃止または変更にと もなう料金および 工事費の精算	25
40	解約等	27
41	需給契約消滅後の債権債務関係	28

VI	供給方法，工事および工事費の負担	29
42	供給方法および工事	29
43	工事費負担金等の申受けおよび精算	29
VII	保 安	30
44	保 安 の 責 任	30
45	調 査	30
46	調査に対するお客さまの協力	30
47	保安に対するお客さまの協力	30
48	自家用電気工作物	31
附	則	32
別	表	35

I 総 則

1 適 用

(1) 当社が、当社が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要および特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この低圧供給条件（自由共通）（以下「この供給条件」といいます。）および当社が別に定める主契約要綱（以下「要綱」といいます。）によります。

(2) この供給条件および要綱は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 供給条件および要綱の変更

(1) 当社は、次の場合には、この供給条件および要綱を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、この供給条件および要綱による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) (1)の場合、当社は、供給条件および要綱の変更前は、供給条件および要綱の変更内容を、変更後は、供給条件および要綱の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。ただし、変更とならないその他の事項については、お知

らせを省略することがあります。

- (3) 当社は、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせすることがあります。

3 定 義

次の言葉は、この供給条件および要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

- (2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

- (3) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

- (4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

- (5) 契 約 種 別

要綱の種別をいいます。

- (6) 契 約 負 荷 設 備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

- (7) 契 約 主 開 閉 器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路

をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(12) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給条件および要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、この供給条件および要綱において、契約電力として算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、17（使用電力量の計量）（9）の場合における30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

- (1) この供給条件に記載のある事項について、要綱に定めがある場合は、要綱によるものといたします。
- (2) この供給条件および要綱に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給条件、要綱および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。また、当社が必要とする場合は、お客様の氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、料金の支払方法およびその他要綱に定める事項

なお、この供給条件および要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

- (2) 契約負荷設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が

保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 当社は、ロにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみを電子メールの送信または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の契約種別と要綱の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

供給約款の臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合

(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のため

の措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。

(4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

10 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 需給契約書の作成

当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

13 料 金

料金は、各契約種別ごとに規定する料金といたします。

14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

15 検 針 日

検針日は、次により、当社が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当社が行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむを得ない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日まで

の期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

16 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 17（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

17 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いitします。

なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、原則として当該区分ごとに使用電力量の計量を行ないます。

イ 15（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものと

し、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

ロ 15（検針日）(5)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。

ハ 15（検針日）(6)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (4) 当社は、22（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、検針の結果をお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)または(9)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
- (9) (1)にかかわらず、使用電力量は託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものといたします。）とすることがあります。この場合、料金の算定期間の使用電力量は、(1)イ、ロ、ハおよび(6)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、原則として当該区分ごとの使用電力量を合計した値といたします。

18 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅

した場合

- ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 16（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

19 日 割 計 算

- (1) 当社は、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 18（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。
- また、18（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認を

いたします。

20 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 検針日といたします。ただし、15（検針日）(5)の場合の料金または17（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、17（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、17（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 21（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。

ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、当社が計量値の確認を行なった日といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様で、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最

後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

21 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ニ 当社が請求情報および支払方法を携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ニ (1)ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 15（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 需給開始の日を含む料金について、お客さまが料金を(1)ロまたはニにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(4)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。

22 料金等のお知らせおよび請求

(1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法により行ないます。

なお、この場合、当社が料金を当社所定のインターネットサイトに掲載したことをもって、お客さまに料金を請求したものとみなします。

(2) 当社は、(1)にかかわらず、次の場合には、料金等のお知らせまたは請求を書面により行ないます。

イ お客さまが料金を21（料金その他の支払方法）（1）ロにより支払われる場合（21〔料金その他の支払方法〕（1）イ，ハまたはニによる支払いが不能となる等の理由で，当社が料金を21〔料金その他の支払方法〕（1）ロに定める当社が指定した様式により請求する場合があります。）

ロ お客さまが書面による料金等のお知らせをとくに希望される場合

(3) 料金等のお知らせまたは請求を(2)により行なう場合は，次に定める書面発行手数料を料金とあわせて支払っていただきます。ただし，20（料金の支払義務および支払期日）（4）により一括して料金を支払っていただく場合，もしくは要綱の適用後，最初に行なわれる電気料金の請求に係る書面については書面発行手数料は申し受けません。

書面発行手数料（1 契約種別 1 月につき）	220円00銭
------------------------	---------

23 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，(2)の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を21（料金その他の支払方法）（1）イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。
- (2) 38（需給契約の廃止）（2）または40（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は，この限りではありません。
- (3) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金

に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。

24 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社

は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

IV 使用および供給

25 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

27 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他この供給条件および要綱によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

- (2) 当社は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

28 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたが、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

29 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当社は、電気の供給を停止することが

あります。

- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

30 供給停止の解除

29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、託送約款等に定めるところにより、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

31 供給停止期間中の料金

29（供給の停止）によって当社が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を19（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、電灯または小型機器を使用する需要に適用される契約種別のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

32 違 約 金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。

ニ 40（解約等）(2)に該当する場合

- (2) (1)の免れた金額は、この供給条件および要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額と

の差額といたします。

- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

33 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当社は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

なお、この場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

34 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、または33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または38（需給契約の廃止）によって需給契約を消滅した場合もしくは40（解約等）によって需給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

35 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合

修理費

- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

V 契約の変更および終了

36 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

37 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

38 需給契約の廃止

(1) お客さまが需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 40（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

ロ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ハ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

39 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（電灯または小型機器を使用する需要に適用される契約種別のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、供給約款の臨時電力（以下「臨時電力」といいます。）を適用して算定される料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用して算定される料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用して算定される料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(イ)の金額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、(ロ)の金額を申し受けます。

(イ) 託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額

(4) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約

電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電力を適用して算定される料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(イ)の金額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について(ロ)の金額を申し受けます。

(イ) 託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額

40 解 約 等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

イ お客さまが、29（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。

ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ニ お客さまがこの供給条件および要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この供給条件および要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) お客さまがその他この供給条件および要綱に反した場合には，当社は，供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (3) (1)および(2)の場合には，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが，38（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転される等，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものいたします。

41 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法，工事および工事費の負担

42 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

43 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は，託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費を申し受けます。
- (4) 託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (5) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，工事費負担金契約書を作成いたします。

VII 保 安

44 保 安 の 責 任

当社は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

45 調 査

当社は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

46 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当社が、45（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

47 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

48 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給条件のうち次のものは，適用いたしません。

- (1) 45（調査）
- (2) 46（調査に対するお客さまの協力）

附 則

附 則

1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、令和8年4月1日から実施いたします。

2 解約についての特別措置

次の地域については、40（解約等）(1)ロおよびハにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

3 延滞利息についての特別措置

延滞利息は、23（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

4 災害救助法が適用された場合等の特別措置

当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）

として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財

政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1月延長いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割 引 の 対 象

要綱に定める基本料金（最低料金を定める契約種別については、最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。）といたします。ただし、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、18（料金の算定）(1)イ、ロ、ハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割 引 率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割 引 日 数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

(3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、43（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約負荷設備または契約電力をこえない場合

ロ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であり、原則として初回申込みの場合

(4) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため一時使用不能となった場合、18（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

(5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめインターネット等により、お客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量（1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。）までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5

項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原

油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 最低料金を設定している契約種別の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	27銭3厘
------------	-------

(3) 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(4) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネット等により、お客さまへお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの
平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合
離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

す。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 最低料金を設定している契約種別の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	26銭4厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	2銭6厘

ロ イ以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	2銭6厘
-------------	------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネット等により、お客さまへお知らせいたします。

4 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ワット

(ロ) イ以外の場合

1 差込口につき 100ワット

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）

は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） × 133.0 パーセント
45 //	—	180	
65 //	—	230	
100 //	250	350	
200 //	400	550	
400 //	600	850	
550 //	900	1,200	
750 //	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）		
出力（馬力）	×	93.3パーセント
出力（キロワット）	×	125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)		換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置				定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下		1
		20 ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下		1.5
		30 "	50 "	2
		50 "	100 "	3
		100 "	200 "	4
		200 "	300 "	5
		300 "	500 "	7.5
		500 "	1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下		5
		200 ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下		6
		300 "	500 "	8
		500 "	1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下		9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下		16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下		11
		500 ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下		19.5
蓄電器放電式診察用装置		コンデンサ容量	0.75 マイクロファラッド以下	1
			0.75 マイクロファラッド超過1.5 マイクロファラッド以下	2
			1.5 " 3 "	3

(4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\begin{aligned} \text{入力（キロワット）} &= \text{最大定格1次入力（キロボルトアンペア）} \\ &\quad \times 70 \text{ パーセント} \end{aligned}$$

ロ イ以外の場合

$$\begin{aligned} \text{入力（キロワット）} &= \text{実測した1次入力（キロボルトアンペア）} \\ &\quad \times 70 \text{ パーセント} \end{aligned}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換

算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\frac{100}{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率90パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\} + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率80パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

7 契約電力の算定方法

契約負荷設備の総容量等により契約電力を算定する場合は、次によります。

- (1) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は(2)に準じて算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(2) 契約主開閉器により契約電力を定める場合は、次により算定いたします。
ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）
を乗じます。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$

といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 18 (料金の算定) (1) イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 18 (料金の算定) (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、動力を使用する需要に適用される契約種別をご契約されているお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 18 (料金の算定) (1) イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 18 (料金の算定) (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 17（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

